

令和7年度 休日における鈴鹿市立中学校部活動の地域移行に係るモデル事業募集要領

1. 目的

鈴鹿市では、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動の環境を構築し、持続可能な活動の実現に向けた体制を整備することを目的として、休日における鈴鹿市立中学校部活動の地域移行に係るモデル事業(以下「モデル事業」という。)を実施する。

この取組の趣旨に則り、活動主体として子どもたちに安全な活動の場を提供できる運営団体又は実施主体を委託先として募集するに当たり、その手続きについて必要な事項を定める。

2. 募集する「モデル事業クラブ」の活動概要

(1)活動日

令和7年11月から令和8年2月までの第1土曜日(ただし、1月は第2土曜日)

(2)活動内容

令和7年度休日における鈴鹿市立中学校部活動の地域移行に係るモデル事業実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、現在、鈴鹿市の学校部活動で休日に活動している種目を実施する。

(3)活動場所

- ①種目に応じた活動が可能な場所とする。(鈴鹿市内であることが望ましい。)
- ②鈴鹿市立中学校施設を使用できるよう現在調整しているが、利用施設希望が重複した際は、鈴鹿市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が調整を行う。

(4)対象

中学1年生及び中学2年生

(5)定員及び必要経費

- ①参加申込者が3名以下の種目のモデル事業は実施しない。
- ②スポーツ安全保険料金等、必要経費については各運営団体が参加生徒から徴収する。

(6)活動時間

各種目実施日の9時から12時までとする。

3. 委託業務内容

(1)鈴鹿市教育委員会から委託を受けた団体(以下「受託団体」という。)は、中学生を対象として実施する「休日における鈴鹿市立中学校部活動の地域移行に係るモデル事業」において、鈴鹿市運動部活動指針を遵守し、運営、会場確保、用具及び施設管理、保護者等への連絡、生徒の保険加入及び保険料支払い、指導計画、会計管理、安全管理、事故予防に係る指導等を行うとともに、鈴鹿市教育委員会との委託契約による予算範囲内において指導員及び事務・会計処理担当員への謝金を支払う。

(2)受託団体の指導員及び事務・会計処理担当員は、「モデル事業クラブ」において、技術的な指導と事務・会計処理に従事する。

- 実技指導 ○安全予防に関する知識・技能の指導 ○保護者等への連絡
- 生徒の保険加入及び保険料支払い ○用具及び施設の点検・管理
- 指導員及び事務・会計処理担当員への謝金を支払い
- 生徒指導対応 ○年間、月間指導計画の作成 ○事故発生時の現場対応

4. 運営団体・実施主体の応募資格等

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- ①教育委員会が指定する研修を受講すること。
- ②団体構成員は18歳以上(高校生は除く。)とし、少なくとも3名以上とする。また、団体には、代表者1名及び、事務・会計処理担当員(実施計画書報及び実施報告等の作成、謝金に係る報告や手続き等を行う)1名を配置すること。なお、団体内の兼任も認める。
- ③次年度以降も「休日の活動」としての活動を継続する意思があること。
- ④個人情報保護に関する法律を遵守し、活動によって知り得た秘密を漏らさないこと。
- ⑤上記のほか、実施要領に基づき活動・運営を行うこと。

5. 質問受付と回答

募集要領などに関し、不明な点等がある場合は、本要領3ページに掲載の「モデル事業クラブ【運営・実施団体】サイト」上「R7年度モデル事業クラブ運営・実施団体問い合わせフォーム」にて受け付ける。なお、提出された質問への回答は、同サイトに掲載する。

- ①質問受付 令和7年3月12日(水)午後5時まで
- ②回答予定日 令和7年3月19日(水)

6. 応募方法

本要領3ページ掲載の「モデル事業クラブ【運営・実施団体】サイト」上「R7年度モデル事業クラブ運営・実施団体申込フォーム」にて応募を受け付ける。

募集期間 令和7年3月3日(月)から令和7年3月28日(金)午後5時まで

7. 審査の方法等

(1) 審査

「R7年度モデル事業クラブ運営・実施団体申込フォーム」による応募時の入力内容を基に、必要に応じて質問や確認等を行い審査する。

(2) 審査結果の通知

- ①審査結果は全応募者に文書で通知する。電話等による問合せには応じない。
- ②審査結果に対する異議申立てはできない。

8. 活動開始までのスケジュール(予定)

令和7年3月3日(月)	「モデル事業」募集開始
3月28日(金)	応募の締切り
4月上旬～4月中旬	審査(必要に応じて質問・確認等)
4月上旬	生徒・保護者にモデル事業の周知、申込期日告知
4月下旬	審査結果通知
5月中旬	説明会:計画書提出、実施場所調整
6月中旬	生徒・保護者にモデル事業クラブの募集用紙配付
7月31日(木)	生徒応募の締切り
8月上旬～	応募生徒への通知(各運営・実施団体より) 委託契約・実施場所調整 保険加入手続き・実施会場等申請・消耗品準備等
9月下旬	研修
11月1日(土)	第1回モデル事業

9. その他

- ①特定の中学校施設において、同一会場(屋内外運動場等)での活動内容の提案が複数あった場合は、必要に応じてヒアリングを行った上で、適切に活動を実施できるかどうか総合的に判断を行い選定するとともに、別の活動場所を提示する場合がある。
- ②モデル事業クラブに必要な物品等の購入については、教育委員会からの通知後に行うことし、それ以前に購入した物品等の賠償については、教育委員会は一切の責任を負わない。
- ③参加申込者が 3 名以下の種目のモデル事業クラブについては、委託契約を解除する。

10. 申込先・問合せ先

〒513-8701

鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課 部活動地域移行準備室 担当:河原・井上

電話:059-382-9028 ※受付時間 平日 9:00~12:00、13:00~17:00

メールアドレス:kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

〔モデル事業クラブ【運営・実施団体】サイト 二次元コード〕

